

青森県警察留置管理及び被留置者の処遇に関する訓令

(制定：平成19年5月30日 青森県警察本部訓令第15号)

(概要)

この訓令は、青森県警察における留置施設の適正な管理運営及び被留置者の処遇の適正を図ることを目的として、必要な事項を定めています。